

平成18年12月22日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

文教委員長 田 中 順 子

文教委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成18年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成18年10月16日（月）から10月18日（水）まで

2 視察先

津市（三重県）、湖南市（滋賀県）、静岡市（静岡県）

3 視察項目

(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取り組み（津市）

現在、本市が進める小・中一貫教育校構想では、保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画する「コミュニティ・スクール」を推進することとしており、本年度開設された三鷹市立小・中一貫教育校（にしみたか学園）では、平成19年度における各校への「学校運営協議会」制度の導入と、小・中一貫教育校を構成する各校合同の協議機関としての新たな「コミュニティ・スクール委員会」の設置に向けた取り組みが推進されている。また、単独校として学校運営協議会制度の導入を目指す取り組みも進められている。

こうした状況を前提として、先進事例である三重県津市のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取り組みについて視察し、本市における学校運営協議会制度のあり方を検討する参考とするため

(2) 特別支援教育に向けた取り組み（湖南市）

本市では、特別支援教育に向けた取り組みとして、庁内組織である「三鷹市特別支援教育検討委員会」を設置し、来年度からの特別支援教育の本格実施に向けて課題の整理を行うとともに、三鷹市特別支援教育推進計画（仮称）の策定への取り組みを進めている状況であり、市内各中学校区を単位として、特に児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じるための個別の支援教育計画を策定

すること、福祉・療育、保健・医療機関等、各機関との連携を図ること等により、特別支援教育を積極的に推進することとしている。

こうした状況を前提として、先進事例である滋賀県湖南市の特別支援教育に向けた取り組みについて視察し、本市における特別支援教育のあり方を検討する参考とするため

(3) 図書館におけるビジネス支援サービスに向けた取り組み（静岡市）

本市では、「市民生活に密着した図書館づくり」を目標に、多様・高度化する市民ニーズに積極的に対応し、図書館ネットワークの確立や図書館活動のサービス向上に努めるとして、起業や就業、経営などに関する図書や情報の充実といったビジネス支援に向けた取り組みが進められており、今後とも「充実を図る」としている。

こうした状況を前提として、先進事例である静岡県静岡市の図書館におけるビジネス支援サービスに向けた取り組みについて視察し、本市の図書館におけるビジネス支援サービスのあり方を検討する参考とするため

4 出張者

(1) 文教委員

田中 順子、川原 純子、伊藤 俊明、加藤 久平、杉本 英騎、
谷口 敏也、森 徹

(2) 同行職員

三鷹市教育委員会事務局教育部生涯学習担当部長 山本 博章

(3) 随行職員

議会事務局議事係主査 富永 幹雄

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取り組み

1 制度導入の目的及び経緯

津市立南が丘小学校は、新たに開発された住宅団地を主な校区として平成4年度に開校した小学校である。新たに形成された地域において課題となる、希薄になりがちな住民同士の交流や地域の連携の必要性を受け、津市では「学校を核とした地域づくり」を目指す取り組みを推進することとした。

そのため南が丘小学校では、文部科学省より平成14年度から3年間、「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究（※）」指定校の指定を受け、「学校の自主性・自律性の確立を目指す新しいタイプの学校づくりのシステム構築とそれを活かした学校運営」をテーマとして、学校と地域との連携や学校の裁量権の拡大などの課題の研究に取り組むこととし、平成15年4月には、公募による民間人登用校長が就任し、平成17年12月には、文部科学省より三重県内で初めて「学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）」の指定を受けるに至った。

あわせて、平成17年度からは、隣接する南が丘中学校と構造改革特別区域制度を活用した「津市小中一貫教育特区」のモデル校として、小・中学校の9年間を見通したカリキュラムの編成や、小学校における「英語科」や「選択教科」の設置などに取り組むとともに、これまでに南が丘小学校が取り組んできたコミュニティ・スクールの取り組みを南が丘中学校に展開することを目指している。

※ 新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究

学校の管理運営の改善に資する実証的資料を得るとともに、新しいタイプの学校の検討にも資するため、実践研究校を指定し、学校運営のあり方に焦点を置いた実践研究を行うとするもので、応募に基づき、津市立南が丘小学校を含む7地域9校が実践研究指定校として文部科学省より指定された。

なお、この実践研究の成果は、中央教育審議会における「今後の学校の管理運営の在り方（平成16年3月答申）」に生かされることとなり、この答申を踏まえ、平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、「学校運営協議会制度」が制度化されたところである。

2 事業の概要

(1) 南が丘小学校の概要

津市立南が丘小学校は、地理的には東方2kmほどに伊勢湾を臨み、西方には連山を見渡す自然に恵まれた高台に位置している。校区は近鉄名古屋線南が丘駅から広がる南が丘団地とその周辺の地区から形成され、平成4年度の開校時においては441人であった児童数が、平成18年度には908人に倍増するなど、

前述のとおり住宅団地の開発の進展とともに発展してきた小学校である。

ア 所在地

三重県津市垂水2538-1

イ 開校

平成4年4月

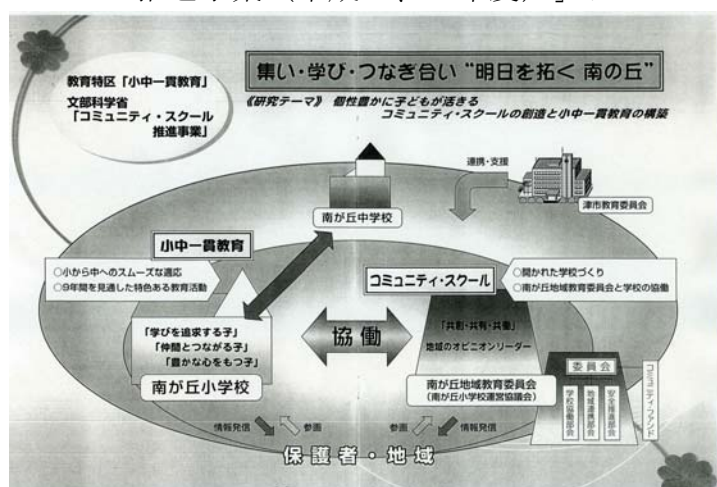
ウ 学級数・児童数・教職員数

学級数30、児童数908人、教職員数64人（平成18年5月現在）

(2) 南が丘小学校が取り組む研究課題

ア 「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究（平成14年度～平成16年度）」及び「コミュニティ・スクール推進事業（平成17、18年度）」における研究・検討課題

学校における自主性・自律性を確立し、「開かれた学校」として信頼される学校づくりを地域とともに推進することを目指し、学校と地域との連携や学校の裁量権の拡大などの研究を推進するとともに、設置された南が丘地域教育委員会（Me）との協働により学校運営協議会制度のあり方を検討することとしている。



南が丘小学校における取り組みのイメージ(平成18年度学校要覧より)

イ 「津市小中一貫教育特区」モデル校としての研究課題（平成17年度～）

上記アのこれまでの実践研究を基盤として、南が丘地域が一小一中校区であるという特色を生かし、小・中一貫教育の研究を推進することとしている。

3 南が丘小学校における取り組みの特徴

(1) 保護者・地域住民が学校運営に参画する組織づくり

ア 南が丘地域教育委員会（Me）の活動

保護者・地域住民が学校運営に参画する組織として南が丘地域教育委員会（Me）を設置し、平成14年度の設立当初より「共創・共有・共働」の精神を活動の原点に、地域のオピニオンリーダーとして活発な活動を展開している。

(ア) 名称

南が丘地域教育委員会（Me：Minamigaoka Board of Education）

(イ) 目的

家庭・学校・地域の連携、学校運営・教育への参画

(ロ) 委員構成（平成18年5月現在）

14人（PTA代表4人、地域関係者4人、公募地域住民3人、南が丘中学校関係者3人）

(エ) 部会（平成18年5月現在）

学校協働部会、地域連携部会、安全推進部会

(オ) 学校運営への参画

年度当初に、学校側から提案される学校教育計画・実践目標などの学校運営の基本方針について協議し、必要な助言を行うとともに、年度の間中期には、教育活動に関する学校自己評価の中間評価を実施する。

年度末には教育成果や課題について学校側より報告を受け、保護者・地域を対象とした「教育活動に関するアンケート」結果の分析・考察と外部評価を実施し、学校側に対して「提言」を行うこと等により、「緊張感のある協働関係」を維持しながら、学校運営への参画を進めている。

なお、学校運営協議会制度の法制化に伴い、Me委員は、平成18年5月より、津市教育委員会より任命を受け、学校運営協議会委員としての役割をあわせて担うこととなった。

(カ) その他の主な活動

- ・南が丘「ふれあいまつり」の開催（学校を核とした地域づくりへの取り組み）
- ・「Meと教職員との語る会」の開催（子どもたちの課題についての意見交換・情報共有化の取り組み）
- ・「夏休み子ども教室（防災教室・平和教室・料理教室・川の水質調査の4講座）」の開催（地域の教育力を活用した、子どもたちの抱える課題克服への取り組み）
- ・「地域の子どもを語る会」の開催（地域全体で子どもの成長を支援するための地域における意見交流の取り組み）
- ・「南が丘地区安全パトロールの会」の活動（地域における安全推進運動の取り組み）
- ・広報「子どもがいちばん」の発行（隔月発行）

イ コミュニティ・ファンドの運用

Me独自の長期的展望に立った資金調達を図り、学校や地域の教育活動を支援していくための試みとして、地域の商店等に協力を要請し、寄附やレシートキャッシュバック等の手法によりファンドを運営し、活用している。

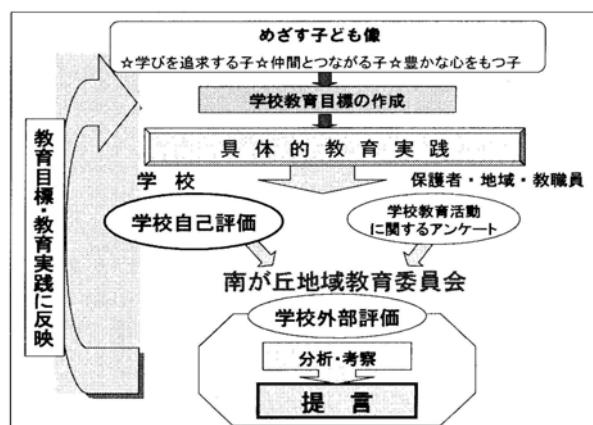
ウ 人材バンク（地域人材の活用）

学校側とMeとの協働により、地域においてスクールサポーター、ゲストティーチャー及びスクールボランティア等として学校教育に協力できる人材の募集を行い、人材バンク化を図っている。

(2) 説明責任を果たす学校運営

ア 学校評価システムの実践

学校側においては、学校教育目標の実現を目指し、学校運営や教育課程、指導体制等について学校自己評価と児童によるアンケート（子ども評価）を実施するとともに、南が丘地域教育委員会（Me）においては外部評価を実施することで、学校による内部評価と地域・保護者による外部評価とを組み合わせ「学校評価システム」を実践している。



学校評価システムのイメージ(平成17年度研究報告より)

イ 学校情報の積極的な発信

ホームページや各種通信などによる情報発信とともに、学校公開デーや学校説明会等の開催を通じた地域・保護者との直接的な対話等による情報発信を実践し、特色ある「開かれた学校」への取り組みを進めている。

(3) 特色ある教育活動

ア 高学年（5、6年生）を対象とした選択教科の新設と教科担任制の導入（新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究による）

イ 全学年を対象とした英語科の新設（新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究による）

ウ 小・中一貫教育の推進（構造改革特別区域制度による）

エ 新入児支援活動等の幼保小の連携に向けた取り組み

4 コミュニティ・スクールに向けた取り組みの成果

前述の「教育活動に関するアンケート」における保護者・地域住民等からのアンケート回収率の高さ（平成17年度実績で約78%）からも、地域における学校への関心の高さがうかがえるとともに、地域住民や保護者を対象に実施している学校公開デーの参観者数（毎回約700人が参観）や平成17年度より開催されている南が丘「ふれあいまつり」への参加者数（初年度において2,000人を超えた）等の実績を見れば、「学校を核とした地域づくり」は順調に定着していると言える。

5 今後の課題

- (1) 学校・保護者・地域が一体となった小・中一貫教育の展開
- (2) 学校評価システムの津市全体の学校・園への拡大
- (3) 他校へのコミュニティ・スクールの導入

◎ 主な質疑

- ・研究指定校等への指定に至る経緯と本校区における地域特性との関係について
- ・校長のリーダーシップと教職員とのコミュニケーションについて
- ・コミュニティ・ファンドの導入の経緯と具体的な実践について
- ・南が丘地域教育委員会（Me）とPTAとの関係とそのあり方について

◎ 主な提供資料

- ・平成18年度 津市の学校教育の推進
- ・「個性豊かに子どもが活きる「小中一貫」の創造とコミュニティ・スクールの構築（平成17年度研究発表 津市立南が丘小学校）」
- ・平成18年度学校要覧（津市立南が丘小学校）
- ・平成18年度教育計画（津市立南が丘小学校）
- ・「子どもがいちばん 第29号（南が丘地域教育委員会だより）」
- ・津市学校運営協議会規則

特別支援教育に向けた取り組み

1 制度導入の目的及び経緯

特別支援教育とは、これまでの特殊教育が対象としていた障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の軽度発達障がいも含めて、児童・生徒に対する個々の教育的ニーズを踏まえ、その能力を十分に伸ばし、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて支援することである。

湖南省では、特別支援教育に向けた取り組みとして、合併前の旧甲西町において平成12年度から3年間文部科学省の委託による「学習障害児に対する指導方法等に関する実践研究（平成12・13年度）」、「学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業（平成14年度）」の研究を町内3小学校で実施し、平成15年度からは「特別支援教育推進体制モデル事業」として、取り組みを町内の全小・中学校に拡大するとともに、「幼稚園における障害のある幼児の受け入れや指導に関する調査研究」にも取り組んできた。なお、平成16年10月には石部・甲西両町の合併により新たに湖南省が誕生し、現在、事業の対象を全市的に拡大し、取り組みを進めているところである。

2 事業の概要

旧甲西町では、平成10年に結成された甲西町障碍児者団体連絡協議会を中心として、保護者や地域住民による発達支援センターと個別指導計画（IEP）の実現を求める署名運動や学習会等の活動が大きく広がった。

こうした動きを受け、平成12年より旧甲西町では、専門職員を配置して行政各部局の横の連携による発達支援に着手し、約2年の準備期間を経て、平成14年4月に乳幼児から就労期までを一貫して支える支援システム（甲西町発達支援システム）を開始するとともに、「今後の特別支援教育の在り方について（平成15年3月）」等において取りまとめられた文部科学省の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を受け、特別支援教育を学齢期における取り組みとして前述の発達支援システムの中に位置づけながら、就学前の保健・福祉事業や卒業後の就労事業等とリンクをさせ、それぞれの児童・生徒のニーズに応じた支援に取り組むこととしている。

3 事業の特徴

(1) 発達支援システムによる一貫した支援体制

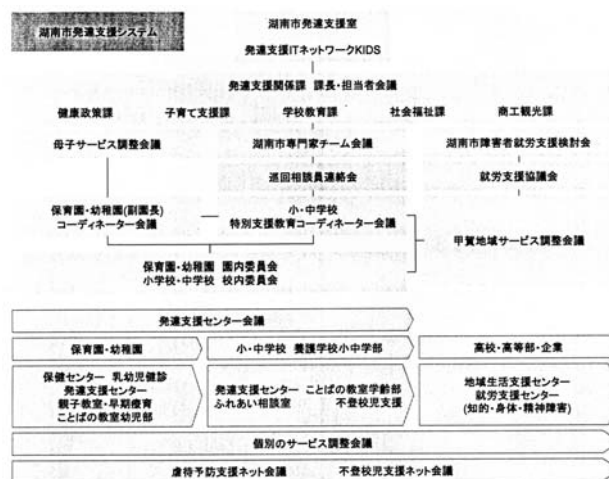
湖南省における特別支援教育に向けた取り組みにおいて最も特徴的な点は、

乳幼児から就労期までを一貫して支える発達支援システムの中に特別支援教育を位置づけている点である。

湖南省発達支援システムは、教育・福祉・保健・就労・医療の関係機関による横の連携によるサービスと、個別指導計画（I E P）・個別移行計画（I T P）による縦の連携によるサービスを提供するとしており、支援体制の中心となる「発達支援室」を市健康福祉部に置き、専門的支援の場として「発達支援センター」を市立三雲小学校内に設置し、保健師、保育士、言語聴覚士、教諭等が個別の支援に当たっている。

発達支援室は、支援の必要な子どもに長期にわたって一貫した支援を行うため、個別指導計画や個別の支援計画に基づき、各関係機関の間のコーディネーター役を担い、支援を統括している。

また、発達支援センターは「親子教室」、「早期療育発達相談室」、「ことばの教室（幼児部・学齢部）」が設置されており、子どもの発達支援業務と発達相談事業を展開している。



湖南省発達支援システム(湖南省特別支援教育ハンドブックより)

(2) 個別指導計画に関する要綱

各関係機関においてそれぞれの「個」に応じた支援を行うためのケアプランの作成と活用を行うためのルールづくりとして、個別指導計画に関する要綱を策定している。これにより、発達相談・早期療育発達相談室・ことばの教室・小・中学校等の各段階の時点において統一した様式による個別指導計画を作成し、活用することができるとともに、それらを就学等、次の段階へと引き継ぐことを可能としている。

(3) 発達支援 I T ネットワーク（K I D S）

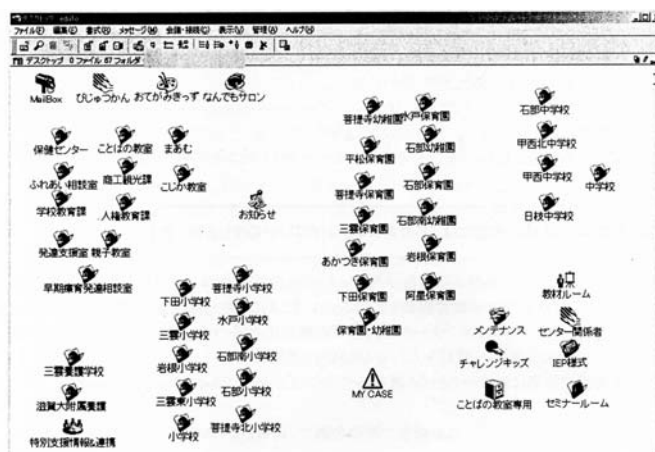
湖南省の発達支援 I T ネットワークとは、支援を必要とする子どもの担当教諭や諸機関の担当者とを結ぶコンピューターのイントラネット（K I D S : Konan-city It-network for Developmental Support）網であり、現在、湖南省内の公立・私立の保育園、幼稚園、公立小・中学校、発達支援室、学校教育課、保健センター、ことばの教室、個別療育、子育て支援課、社会福祉課及び商工観光課を結んでいる。

この K I D S により、担当教諭や各担当者が子どもの発達や支援の経過をお互いに閲覧することができるとともに、各関係機関と家庭間における密接な

情報提供を、乳幼児期から就労期までつなげていくことを目的としている。

KIDSにおいて最も特徴的な点は、「子どもの個別の会議室」を活用した、教育相談に係るデータの共有と蓄積を可能とした点である。このネットワーク上の会議室では、各校の担当教諭のコンピューター画面に現在担当している子どもの会議室のコンテンツが表示され、発達支援室やことばの教室等の職員との間で「会議」を実施することができ、また、そうした会議録や指導記録のデータを蓄積することが可能となっている。

なお、こうした会議における教育相談の内容については、当該児童・生徒の保護者に開示することを前提としている点も特徴的である。



KIDSのログイン後画面(湖南省特別支援教育ハンドブックより)

(4) 特別支援教育とコーディネート機能

発達支援システムにおける学齢期の取り組みとして、市内すべての小・中学校に校長、教頭、教務主任、生徒指導・教育相談・障がい児担当・養護教諭からなる校内委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを校務分掌上に位置づけ、各校に1人指名している。

各校においては、全学年の担任により軽度発達障がい（学習障がい（LD）・注意欠陥／多動性障がい（ADHD））の児童・生徒の抽出、巡回相談員による心理学的アセスメントの実施、担任を中心とした個別指導計画の作成と活用を行っている。また、特別支援教育コーディネーターは、個別の支援計画への支援、校内協力体制の構築、保護者の相談への窓口、関係機関との連携・協力の体制整備等を図るものとし、こうした体制のもとに、個々の事例に対して、校内委員会を通じて、学校全体で対応していく仕組みを確立している。

また、各校には3人の巡回相談員が定期的に訪問し、相談員による児童・生徒の心理検査、支援や指導の検討・相談及び教員の研修等を実施している。

なお、特別支援教育に係る市全体のコーディネートは学校教育課指導主事が統括し、発達支援システム全体を統括する発達支援室と共同で業務に当たる体制となっているが、発達支援室長と学校教育課指導主事が前述の巡回相談員を兼務で実施していたため、その連携は円滑なものとなっている。

4 事業の効果・成果

もとより、発達支援システムは、住民のニーズに基づき実現されたシステムであり、自分らしさの生活追求（QOL：Quality of Life）を基本に、乳幼児から就労期まで一貫して一人一人の「個」に応じたきめ細やかな支援を行うことを可能としている。

また、プライバシーの観点から当初危惧されたKIDSにおけるネットワーク上でのデータ共有等についても、保護者からはより積極的な活用に向けた要望が多く寄せられている状況であり、ネットワークによる情報共有は保護者の信頼のもとに有効に活用されていると考えられる。

なお、こうした全国的にも先駆的な取り組みは、現在、多くの自治体の取り組みに大きな影響を与えているとともに、障がい者が暮らしやすい社会づくりを進めたとして、平成16年度にはバリアフリー化推進功労者として内閣総理大臣表彰を受けている。

5 今後の課題

- (1) 発達支援システムのさらなる広域化と国・県との連携
- (2) 高等学校等への進学に向けた支援体制の整備
- (3) 就労に向けた支援の強化とネットワーク化
- (4) 発達支援システムに携わる担当者間の一層の人間関係の構築

◎ 主な質疑

- ・ 特別支援教育における校内・他機関等との連携のあり方について
- ・ 私立幼稚園・保育園等との連携について
- ・ 担当教諭等によるKIDSの活用状況とその推進について
- ・ 今後の就労支援に向けた取り組みについて

◎ 主な提供資料

- ・ 湖南省特別支援教育ハンドブック
- ・ 軽度発達障害への対応と特別支援教育の徹底
- ・ 平成18年度版湖南省市の概要
- ・ 湖南省市勢要覧
- ・ 湖南省統計資料2005

静岡市

図書館におけるビジネス支援サービスに向けた取り組み

1 開館に至る経緯

図書館は、現在、住民の学習目的や学習ニーズがますます多様化し、高度化していることや、時代の進展や変化に伴う新たな社会的ニーズに対応するため、地域を支える情報拠点を目指し、より積極的な役割を果たすことが求められている。

こうした背景のもと、静岡市立御幸町図書館は、従来、静岡総合事務所内にあった追手町図書館が再開発事業により移転・拡充することに伴い、これまでの住民や通勤・通学者が気軽に利用できる地域図書館としての機能に、市立図書館としては全国的にもほとんど例のない、本格的なビジネス支援機能を付加した図書館として開館し、ビジネス支援に向けた取り組みを推進することとなった。

2 御幸町図書館の概要・特色

(1) 概要

ア 施設概要

(ア) 開館時期

平成16年9月17日

(イ) 図書館としての性格

地域館（周辺地域住民のための地域図書館）

(ロ) 床面積

2,094㎡（御幸町伝馬町第一地区第一種市街地再開発事業による再開発ビル「ペガサート」の4・5階部分）

(ハ) 蔵書数

約12万点、雑誌・新聞約400種

イ 運営体制

(ア) 運営主体

静岡市教育委員会による直営

(イ) 職員数

正規職員7人、嘱託職員16人及び派遣職員1人 計24人（うち司書有資格者20人、派遣職員1人はサーチャージャー資格（情報検索応用能力試験合格者）を有する者）

(ロ) 開館日数

平成17年度実績 322日



ペガサート全景（静岡県ホームページより）

(エ) 入館者数

平成17年度実績 588,161人 (1,827人/日)

(オ) 貸し出し点数

平成17年度実績 444,540点 (1,381点/日)

(2) 特色

ア ビジネス支援サービスの推進

市民・中小企業によるビジネス諸活動を、情報や知識といった側面からの支援を行うことにより、地域経済の発展と市民の経済的自立に貢献することを目的としてビジネス支援サービスの推進を図っている。

(ア) ビジネス支援サービスをアピールする「見せる棚づくり」

独立したビジネスコーナーを設置するのではなく、あらゆる分野の図書資料がビジネスに役立つものとして、展示専用だなを設け、図書やパンフレット等による企画展示を実施するとともに、各書架においても「起業をめぐる本」等のテーマにより、タイトルの踊るPOP広告、新聞の切り抜きやブックリストと一緒に、数冊から数十冊の図書が表紙を出した状態で展示してあるミニコーナーを設置している。



「見せる棚づくり」の例

(イ) 資料の収集

図書・雑誌・新聞からパンフレット・チラシ、さらには電子資料（商用データベース）に至るまで、すべてがビジネスに役立つという観点から収集を行っている。

図書資料については「子どもでも読めるような入門書から、専門的なマニュアルや、マーケティングの参考になる統計まで」を選書の方針に、特に法律・経営・サービス業関連の資料収集に力を入れており、パンフレット・チラシについては、国民生活金融公庫等、連携する産業支援機関を中心とした収集・配布を行っている。また、商用データベースについては、日経テレコン21や官報情報検索サービス等、現在21タイトルを提供しており、専用の利用者用コンピューターを13台設置して利用に供している。

(ウ) レファレンス（相談）と「相談事業のシームレス化」

ビジネスについて情報・資料を求める利用者のためのレファレンス（相談）サービスを積極的に展開しており、平成17年度においては、ビジネス関係以外のものも含め、1日に平均約11件の相談実績があった。

また、同ビル内に6、7階に併設され、中小企業診断士等による経営

相談や起業のコンサルティング業務等を実施している静岡市産学交流センターとのビジネス相談事業の円滑な連携を「相談事業のシームレス化」と位置づけて重視している。

(エ) 講座・イベントの開催

御幸町図書館独自の講座事業として、ビジネス情報の活用に焦点を当て、前述の商用データベースの利用法を中心としたミニ講座「45分で使いこなすデータベース」の開講や、図書館の使い方や本の探し方、データベースなどを紹介する「御幸町図書館ツアー！」を開催している。

また、前述の静岡市産学交流センターとの連携事業として、同センターの実施する「ビジネス支援講座」に関する、学習に役立つ図書資料やウェブサイト等のリストを作成し、受講生や来館者に配布している。

(オ) 開館時間の拡充

市街地にある図書館という地域的要件や利用者のニーズ等に配慮し、平日の閉館時間を午後8時まで延長している。

イ 外国人住民に役立つ多言語（多文化）サービス

静岡市民の1%強、8,000人を超える外国人住民を対象とした多文化共生社会に貢献する図書館サービスを明確に位置づけ、外国人住民や異文化に興味を持つ市民のために、英語・中国語・ポルトガル語等の図書・雑誌・CD及び日本語教育のための図書をそろえている。

(3) 事業費・経費

ア 図書館開設までの経費 2,538,673千円

(床取得、内装工事設計委託料及び工事費、開設準備用資料費、情報システム経費（リース含む。）、既存図書館解体工事費等)

イ 平成18年度の主な経費

(ア) 図書購入費 23,260千円

(イ) 雑誌新聞等購入費 6,439千円

(ウ) 電子資料費 3,741千円

(エ) サーチャージャー派遣費（委託料） 6,000千円

3 取り組みの効果・成果

御幸町図書館における取り組みにおいては、あくまでも情報・知識といった側面からのビジネス支援であるという性格上、起業や中小企業支援への成果を計数化して示すことは困難であるが、平成17年2月に実施した調査においては、御幸町図書館の5階部分に来館した者の4割がビジネスのための資料・情報を求めており、1日平均200ないし300人のビジネス関連利用者があるとの推測がなされている。

また、外国人住民に役立つ多言語（多文化）サービスについても反響が大きく、

図書資料等が寄贈されることも多い。

4 今後の課題

- (1) ビジネス目的の顧客に対するより便利で付加価値の高いサービスの開発
- (2) レファレンスサービス及び商用データベースの利用促進とリピーターの獲得
- (3) 静岡市産学交流センターとの連携事業の強化・充実とその他の外部機関とのネットワークの拡大
- (4) 広義のビジネス支援としての観光情報提供事業の充実
- (5) 多言語サービスから多言語ビジネス支援への拡大
- (6) 新たなるサービスに対応できる職員の確保・育成

◎ 主な質疑

- ・ 静岡市の図書館行政における御幸町図書館のビジネス支援サービスの位置づけと今後の展望について
- ・ 商用データベースの活用状況と他館との連携体制について
- ・ ビジネス支援サービスや多言語サービスのPR方法について
- ・ ビジネス支援サービスによる具体的な成果について

◎ 主な提供資料

- ・ 御幸町図書館のビジネス支援
- ・ 静岡市立御幸町図書館の概要
- ・ B-n-e-s-t 静岡市御幸町図書館
- ・ しずおか2006
- ・ 平成17年度事業報告書（静岡市産学交流センター・静岡市中小企業支援センター）

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察、各委員の質疑によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。